

富塚中学校 P T A 会則

浜松市立富塚中学校 P T A 会則

目次

第一章 総 則

第二章 役 員

第三章 会 議

第四章 会 計

第五章 附 則

細 則 浜松市立富塚中学校 P T A 慶弔規程

細 則 浜松市立富塚中学校 P T A 旅費規程

浜松市立富塚中学校PTA規約

第1章 総 則

(名称および位置)

第1条 この会は浜松市立富塚中学校PTAといい、浜松市立富塚中学校に置く。

(目的)

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、会員の資質向上及び生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(会の活動)

第3条 この会は前条の目的を遂げるため、次の活動を行うものとする。

- (1) よい保護者・よい教職員となるよう支援する。
- (2) 家庭と学校及び地域社会との緊密な連携によって、生徒の資質の向上に努める。
- (3) 生徒の生活環境の向上に努める。

(会員)

第4条 この会の会員は、浜松市立富塚中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。ただし、加入は任意とする。

(会の経費)

第5条 この会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄附金をもってこれに充てる。

(会費)

第6条 この会の会費は、年額 2,000 円とする。

(会計年度)

第7条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 役 員

(役員)

第8条 この会の役員は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|------|------------------------------|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 若干名、ただし、内1名は教頭とする。 |
| (3) | 相談役 | 校区内の各自治会長並びに校区内に居住する前当校PTA会長 |
| (4) | 顧問 | 校区内に居住する県議会議員、市議会議員 |
| (5) | 常任理事 | 執行部・専門委員会委員長及び副委員長、書記 |
| (6) | 理事 | 学年理事、学校理事 |
| (7) | 会計 | 2名(教職員、保護者より各1名) |
| (8) | 書記 | 2名(教職員、保護者より各1名) |
| (9) | 監事 | 2名(役員経験者より2名) |

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は、候補者選考委員会で選考し、常任理事会の決議と総会の承認を得て選出する。

- (2) 相談役及び顧問は、会長が委嘱する。
- (3) 会計・書記・監事は、会長が委嘱する。
- (4) 専門委員長及び副委員長は、専門委員会ごとに各1名、専門委員会委員の互選による。
- (5) 理事は、次のとおり選出する。

イ) 学年理事 各学年原則として10名程度（最大13名）選出する。

ただし、学級数の増減があった場合は、増減員することができる。

ロ) 学校理事 専門委員会の各担当の教職員

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期終了後も後任者が選任されるまで、会務を行うものとする。なお、役員の欠員補充の場合は、常任理事会の承認を得て後任を決定し、後任は残任期間とする。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理を務める。
- (3) 相談役及び顧問は、会長の諮問に応じる。
- (4) 常任理事は、常任理事会を構成する。
- (5) 学年理事は、専門委員会、学年委員会にそれぞれ所属する。
- (6) 監事は、会計監査に当たる。
- (7) 会計は、この会の収支をつかさどる。
- (8) 書記は、議事を記録し、各種集会の通告及びこの会の事務を行う。

(役員の報酬)

第12条 役員は、全て無給とする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議の種類は、総会、代表会議、常任理事会、専門委員会、学年委員会とする。

(会議の議決)

第14条 全ての会議の議決は、出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(総会)

第15条 総会は次のとおりとする。

- (1) 定期総会 毎年4月又は5月に開催し、本年度役員の選出、前年度決算及び本年度予算の承認、その他重要事項を決議する。
- (2) 臨時総会 常任理事会の要求又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

(代表会議)

第16条 代表会議は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、校長、教頭、教務主任で構成し、会長及び副会長は保護者を代表し、校長、教頭及び教務主任は学校を代表する。

- (2) 保護者及び学校の代表は、それぞれの立場の問題を提言し、会の目的達成のための活動を実践する。
- (3) 会議には必要に応じ、関係常任理事及び学校理事の参加を認める。
- (4) 代表会議は会の運営に対する決定権をもたない。
- (5) 会議の開催は、必要に応じて開くものとする。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、次のとおりとする。

- (1) 会長が招集したとき開催する。
- (2) 会運営上必要な事項について審議、決定する。

(専門委員会)

第18条 専門委員会は、各委員会に分掌された事項に基づいて、活動計画を企画、立案し、執行する。専門委員会は、文化研修委員会・健全育成委員会をいい、委員長が招集して開催する。各専門委員会の分掌は、次のとおりとする。

- (1) 文化研修委員会 会員の研修活動に関する事項につき、企画、審議し、執行する。
- (2) 健全育成委員会 保護者と教職員が協力して、家庭と地域及び学校との連携を図り、その健全な成長を図ることを目的とする。その目的を遂げるために、必要に応じて各種行事を開催し研修につとめる。また、地域の協力を得て教育環境の整備を図る。

(学年委員会)

第19条 それぞれの学年の保護者と教職員が協力して、学年・学級における生徒の活動を通じて、その健全な成長を図ることを目的とする。

- (1) 学年委員会とは、各学年の学年理事で構成する1学年委員会・2学年委員会・3学年委員会をいい、委員長が招集して開催し、学年・学級運営に協力する。
- (2) その目的を遂げるために次の活動を行う。
 - イ) 学年の各種懇談会を行い研修に努める。
 - ロ) 学年の教育環境の整備に努める。
- (3) 学年委員会の運営を円滑に行うために、学年ごとに学年委員会費を徴収することができる。

第4章 会 計

(会計規則)

第20条 この会の会計事務については別に規則を定め、常任理事会の承認を得て行う。

第5章 附 則

(規約の改正)

第21条 この会の規約は、常任理事会の決議と総会の承認を得て改正することができる。

- (1) この規約は、昭和62年5月1日から施行する。
- (2) この規約は、平成4年4月1日から施行する。

- (3) この規約は、平成7年4月1日から一部改正施行する。
- (4) この規約は、平成8年4月7日から一部改正施行する。
- (5) この規約は、平成11年4月30日から一部改正施行する。
- (6) この規約は、平成14年5月1日から一部改正施行する。
- (7) この規約は、平成15年5月1日から一部改正施行する。
- (8) この規約は、平成19年5月1日から一部改正施行する。
- (9) この規約は、平成20年4月28日から一部改正施行する。
- (10) この規約は、平成24年4月22日から一部改正施行する。
- (11) この規約は、平成31年4月13日から一部改正施行する。
- (12) この規約は、令和4年4月1日から一部改正施行する。
- (13) この規約は、令和5年4月1日から一部改正施行する。

(細則の定め)

第22条 この会の規約施行についての細則は、常任理事会の議決を経て別に定めることができる。

浜松市立富塚中学校PTA慶弔規程

(細則)

第1条 この会の会員及び役員、教職員並びに生徒（以下、会員等という）の慶事及び弔事に際しては、本規程に準じ会長の承認を得て実施する。

(種類)

第2条 この規程でいう慶弔とは次のものをいう。

- (1) 祝電、祝金
- (2) 餞別
- (3) 卒業記念品
- (3) 弔慰金
- (4) その他

(祝電、祝金)

第3条 教職員の婚姻など、個人及び関係諸団体の祝事に際し、会長が認めた場合は祝金を贈呈し、会長名により祝電を打電する。

(餞別)

第4条 教職員の転退職・退任に際しては、感謝の意を表し、別表の規定による餞別を贈呈する。

(卒業記念品)

第5条 生徒の卒業に際しては卒業記念品を贈呈する。

(弔慰金)

第6条 (1) 会員等の弔事に際しては、代表者が会葬し、別表に定める香料を供える。

(2) 教職員の親族の弔事に際しては、代表者が会葬し、別表に定める香料を供える。

(3) 供物等については、会長、副会長並びに校長が都度協議して決定する。

(その他)

第7条 第1条から第5条の規程に依り難い場合は、会長、副会長並びに校長がその都度協議して決定する。

附 則 (1) この規程は、昭和62年4月1日より実施する。

(2) この規程は、平成14年5月1日より一部改正実施する。

(3) この規程は、平成19年5月1日より一部改正実施する。

(4) この規程は、平成20年4月28日より一部改正実施する。

(5) この規程は、平成27年4月20日より一部改正実施する。

(6) この規程は、平成30年4月22日より一部改正実施する。

(7) この規程は、平成31年4月13日より改正し、施行する。

別表

条項	項目		金額	備考
第 3 条 関係	祝電、祝金		5, 0 0 0 円	在任中 1 回限り
第 4 条 関係	餞別		勤務年数 1 年につき 2, 0 0 0 円	1 万円を上限とする。
第 6 条 (1) 関係	香料	相談役・顧問	5, 0 0 0 円	
		会員	5, 0 0 0 円	教職員を含む
		生徒	5, 0 0 0 円	
第 6 条 (2) 関係	香料	配偶者	5, 0 0 0 円	
		父母（血族・姻族）	5, 0 0 0 円	養父母を含む。
		子	5, 0 0 0 円	
		同居の親族	3, 0 0 0 円	進学や施設への入所等、一時的な別居は同居とみなす。

浜松市立富塚中学校PTA旅費規程

(細則)

第1条 教職員を除いた会員が会務及び諸活動のため、この会の要請により各種研究会、講演会、研修会、学校行事等、市内、県内及び県外に出張する場合の旅費に関する事項について定める。

(種類)

第2条 この規程でいう旅費とは次のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊費
- (4) 諸費

(出張の区分)

第3条 出張は市内出張、県内出張、特別出張の3種類とする。

- (1) 市内出張とは、富塚中学校区域外における宿泊を必要としない市内の出張をいう。
- (2) 県内出張とは、出張地が市内以外の県内の出張をいう。
- (3) 特別出張とは、出張地が県外の出張をいう。

(市内出張)

第4条 市内出張は一律500円を支給する。

(県内出張)

第5条 県内出張の旅費支給基準を次のように定める。

- (1) 交通費は、会員が所有する自家用車を使用した場合、当該使用した路程1キロメートルにつき10円を基本に計算し支給する。バス、電車等の交通機関を利用した場合は当該交通機関の運賃等の実費額を支給する。
- (2) 日当は、1日あたり500円とする。
- (3) 宿泊費は、その会合等の実際によって支給する。
- (4) 会の主催者において旅費が支給される場合には、旅費は支給しない。ただし、その支給に不足額が生じた場合には、その差額分を支給することがある。

(特別出張)

第6条 県外出張の旅費支給基準を次のように定める。

- (1) 開催地を勘案し、その都度、会長、副会長が協議、決定し、支給する。
- (2) 宿泊費は、その会合等の実際によって支給する。
- (3) 会の主催者において旅費が支給される場合には、旅費は支給しない。ただし、その支給に不足額が生じた場合には、その差額分を支給することがある。

(諸費)

第7条 諸費は、参加費、懇親会費、資料代等、会務の遂行に必要なものについてのみ実費を支給する。

(旅費の請求)

第8条 (1) 旅費の請求は、所定の用紙に記入捺印の上、会計に提出する。

- (2) 宿泊料および諸費については、それぞれの領収書又は支払証明書を添付し、会計に提出する。

(その他)

第9条 第1条から第8条の規程に依り難い場合は、会長、副会長並びに校長がその都度協議して決定する。

附 則 この規程は、平成31年4月13日より実施する。

浜松市立富塚中学校PTA会計規則

本会の会計事務はこの規則によって処理する。

(会則)

第1条 本会の目的を達成するための経費及び運営費は原則として会費をもって充てる。

(その他の収入金)

第2条 その他の収入金は次のとおりである。

(1) 臨時徴収金

(2) 事業による収益金

(3) 利息

(4) 寄付金

(5) 雑収入

2. 臨時徴収金についてはあらかじめ総会の承認をうける。

3. 本会に賛買し、特に自発的に提供された寄付金は常任理事会の承認をうける。

(予算の決定)

第3条 予算の決定は次の方法による。

2. 会計は各委員会の委員長及び会長からの要求に従って予算案を作成する。

3. 予算案は常任理事会の審議を経て総会で決定する。

(予算の執行)

第4条 予算の執行は次の方法による。

2. 会計は各委員会に属する項目については各委員長その他の項目については会長の要請によって、予算及び残高を考慮して支出する。ただし、支出に際しては要求書によって、承認された請求の支払いを原則とする。

3. 予算成立以前の支出は常任理事会の承認を得て支出する。

4. 予算案に計上されたもの以外の臨時支出及び費目の流用は常任理事会の承認を得て支出することができる。ただし、総会に事後報告する。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収支計算)

第6条 会計は収支計算を総会に報告する。学校側会計は会費の徴収と保護者側会計を補佐する。

(会計監査)

第7条 会計は年度末において歳入・歳出の決算書を作成し、監事2名は、この規程に基づいて適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査する。監査をうけた決算書は総会の承認を受け、決算書は全会員に配布する。

(帳簿書類の保存・処分)

第9条 会計は次の会計に関する諸帳簿を整理保管し、PTA活動室に5ヵ年保管する。ただし、備品台帳・寄付台帳は永年保存する。

(1) 予算書

- (2) 会費徴収簿
- (3) 現金出納簿
- (4) 預金通帳及び小切手帳
- (5) 予算差引簿
- (6) 要求書及び領収書綴
- (7) 備品台帳
- (8) 寄付台帳

(規則の改定)

第10条 本規則は総会で出席者の過半数の賛成により改正することができる。

(その他)

第11条 第1条から第10条の規則に依り難い場合は、会長、副会長並びに校長がその都度協議して決定し、総会に報告する。

附 則

本規則は平成31年4月13日より施行する。

富塚中学校 PTA 規約改正について

改正内容説明

1、学年理事の人数変更

【改正前】

- ・第 9 条(3) イ) 学年理事 各学年原則として 13 名選出する。
ただし、学級数の増減があった場合は、増減員することができる。

【改正後】

- ・第 9 条(3) イ) 学年理事 各学年 10 名程度（最大 13 名）の選出とする
ただし、学級数の増減があった場合は、増減員することができる。

2、広報委員会の廃止

【改正後】

- ・第 18 条(2)広報委員会→削除し繰上げ

3、【追記】

- ・第 21 条(13) この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

【現規約】

(役員の選出)

第 9 条 役員の選出は、次のとおりとする。

(1) 会長・副会長は、候補者選考委員会で選考し、常任理事会の決議と総会の承認を得て選出する。(2) 相談役及び顧問は、会長が委嘱する。

(3) 会計・書記・監事は、会長が委嘱する。

(4) 専門委員長及び副委員長は、専門委員会ごとに各 1 名、専門委員会委員の互選による。

(5) 理事は、次のとおり選出する。

イ) 学年理事 各学年原則として 13 名選出する。

ただし、学級数の増減があった場合は、増減員することができる。

ロ) 学校理事 専門委員会の各担当の教職員

(専門委員会)

第 18 条 専門委員会は、各委員会に分掌された事項に基づいて、活動計画を企画、立案し、執行する。専門委員会は、文化研修委員会・広報委員会・健全育成委員会をいい、委員長が招集して開催する。各専門委員会の分掌は、次のとおりとする。

- (1)文化研修委員会 会員の研修活動に関する事項につき、企画、審議し、執行する。
- (2)広報委員会 会の広報活動につき、企画、審議し、執行する。
- (3)健全育成委員会 保護者と教職員が協力して、家庭と地域及び学校との連携を図り、その健全な 成長を図ることを目的とする。その目的を遂げるために、必要に応じて各種行 事を開催し研修につとめる。また、地域の協力を得て教育環境の整備を図る。

【改正後】

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は、候補者選考委員会で選考し、常任理事会の決議と総会の承認を得て選出する。
- (2) 相談役及び顧問は、会長が委嘱する。

- (3) 会計・書記・監事は、会長が委嘱する。

- (4) 専門委員長及び副委員長は、専門委員会ごとに各 1 名、専門委員会委員の互選による。

- (5) 理事は、次のとおり選出する。

イ)学年理事 各学年原則として 10 名程度（最大 13 名）の選出とする。

ただし、学級数の増減があった場合は、増減員することができる。

ロ)学校理事 専門委員会の各担当の教職員

(専門委員会)

第 18 条 専門委員会は、各委員会に分掌された事項に基づいて、活動計画を企画、立案し、執行する。専門委員会は、文化研修委員会・健全育成委員会をいい、委員長が招集して開催する。各専門委員会の分掌は、次のとおりとする。

- (1)文化研修委員会 会員の研修活動に関する事項につき、企画、審議し、執行する。
- (2)健全育成委員会 保護者と教職員が協力して、家庭と地域及び学校との連携を図り、その健全な成長を図ることを目的とする。その目的を遂げるために、必要に応じて各種行事を開催し研修につとめる。また、地域の協力を得て教育環境の整備を図る。